

指 針

基本理念 納税者の権利と利益の擁護

京阪総合会計事務所通信
税理士 疋田 英司
税理士 中 富 強
税理士 松谷 正俊

COOLBIZ

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でご対応しております。ご理解ご協力をお願いします



6月の税務・労務

- 4月決算法人の確定申告
- 10月決算法人の中間申告 6月中の 決算応答日
- 1,7,10月決算法人の消費税 中間申告(年税額400万円超)
- 源泉所得税、特別徴収税額 6月12日(月)
- 5月分納期限
- 社会保険料・子ども子育て拠 6月30日(金)
- 出金(5月分)納付期限

6月の行事・業務案内

- 1(木) 気象記念日
- 3(土) 測量の日
- 5(月) 芒種 世界環境デー
- 10(土) 時の記念日
- 11(日) 入梅
- 18(日) 父の日
- 21(水) 夏至
- 23(金) オリンピックデー
- 28(水) 貿易記念日



〒573-1192 大阪府枚方市西禁野2-4-17 第5松葉ビル3階

Tel: 072(805)5252 FAX: 072(805)5253
Eメール: info@kskj.jp チャットワークID: hikita

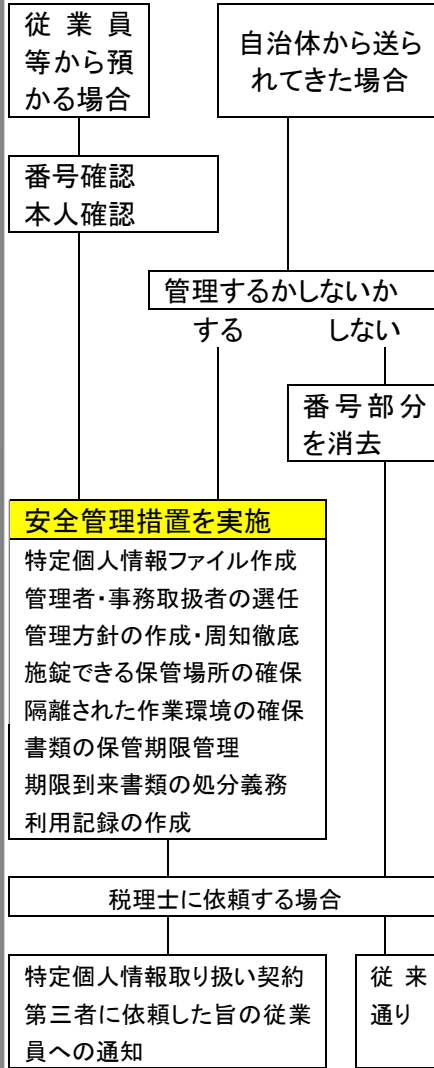
【株式会社京阪総合会計事務所】
記帳代行・給与事務・経営コンサルタント 他
(提携・取次先)
(生命保険)大同生命、NN生命、ソニー生命 他
(損保)ユニテッド・インシュアランス(株) 他
(ビジネスソフト)ミロク情報サービス、弥生会計
(不動産)福屋不動産販売 他

マイナンバーが来たら どうすればいいの？

既報の通り、市役所などから送られてくる特別徴収課税通知書への個人番号記載が自治体によって取り扱いが異なります。大阪では56%の自治体が表示しない方法を採用していますが、44%の自治体が個人番号を記載して送られてきます。気づかず放置するとえらいことですよ。

番号法では一般事業者は個人番号の取扱は義務規定ではなく努力規定です。取り扱いをする場合は、安全管理措置を行う義務が生まれます。小規模事業者には負担が生まれ、リスクが発生する事務であることから慎重を期す必要

個人番号の取扱



要があります。個人番号管理しない場合、「番号部分を消去」するにはマジックで黒塗りすると透かして見える場合があるのでカッターなどで行う義務が生じますが、税理士に委託することもできます。その場合は委託費用が発生しますのでご注意ください。

どで切り取るほうが良いようです。個人番号管理する場合、安全管理措置を行う義務が生じますが、税理士に委託することもできます。その場合は委託費用が発生しますのでご注意ください。

大阪では56%の自治体が特別徴収課税通知書に個人番号非表示だが：

今号の紙面

- マイナンバーが記載された通知書が市役所からとどいたら。
- 6月の事務こよみ ○ 予定納税の準備、減額申請の期限(7/18) ○ 消費税・青色申告の書類保存義務
- Q&A 突然税務調査が来た時の対応は？ ○ 相続対策シリーズ②「贈与活用 税率差を活用した節税策」

6月の事務づみみ



●平成29年度個人住民税の特別徴収が開始

6月支給の給与から新年度の個人住民税の特別徴収を行います。

各従業員の住所地の市区町村から通知された年税額・月割税額に基づいて、今年6月から来年5月までの12ヶ月で徴収納付します。納付期限は、徴収した月の翌月10日です。

10名未満の従業員の場合、申請をすれば源泉所得税と同じように年2回にまとめて納付することができます。

なお、今年は自治体によって個人番号を記載した書類が届けられる場合があります。マイナンバー管理にもご留意ください。

ちなみに、特別徴収決定通知書に保管義務はありませんので、参考にしてください。

源泉所得税の納期特例の用意を！

7月10日は源泉所得税の納期特例を利用されている事業所様の納期限です。

納税資金などを準備ください。
ご用意いただく書類は、今回同封しております。詳しくは事務所担当者にご相談ください。

●健保・厚生年金の被保険者報酬月額変更届の提出要否判定チェック

従業員の給与が昇給等によって大幅に変動した場合、「定時決定」を待たずに標準報酬月額が改訂されます。これを「随時改定」といいます。

●昇給・降格があり、**固定的賃金に変動があった場合**

●固定賃金の変動した月から3ヶ月間連続して、**報酬の支払基礎日数が17日以上ある**

●該当する3ヶ月の報酬の平均月額が、**従前の標準報酬月額と比べて2等級以上の差がある**

月額変更届は、7月中に所轄の年金事務所（あるいは健康保険組合）に提出し、8月に支払う給与から改定後の新保険料による徴収を開始します。なお、7月にはいると、定時の報酬月額

算定基礎届の提出事務（7月10日期限）がはじまります。早めに準備に取りかかりましょう。

●労働保険の年度更新手続き

6月1日から、労働保険の年度更新手続きの受付が始まります。最終期限は7月10日です。

●賞与からの健康保険・厚生年金保険の保険料控除

6月に賞与を支給する事業所は、賞与から従業員負担分の健康保険と厚生年金保険の保険料（40歳以上は介護保険料も）を控除します。賞与に係る保険料は、被保険者負担分と会社負担分を合わせて、納入告知書に従って翌月末までに納付します。

なお、賞与を支払ったときは「賞与支払届」を作成し、支給日から5日以内に、所轄の年金事務所（一部の健康保険組合を含む）に提出します。

予定納税のご準備を

個人の方の前年の所得や税額などをもとに計算した金額が15万円以上である場合、予定納税をする義務があります。納税額とその時期は、所轄の税務署長から6月15日までに書面で通知が来ます。

予定納税の減額申請

予定納税の義務がある方が、次のような事情で前年と比べて納税額が減少すると見込まれる場合は減額申請をすること

- ① 廃業や休業をした場合
- ② 業績不振などのため、前年より明らかに所得が少なくなると見込まれる場合
- ③ 災害や盗難、横領などにより事業用資産に損害を受けた場合、または雑損控除を受ける場合
- ④ 多額の医療費を支出したため医療費控除が増加する場合
- ⑤ 配偶者控除など所得控除が増加した場合
- ⑥ 社会保険料を支払った場合や高額な寄附をして寄付金控除を受けられる場合
- ⑦ 自宅の新築等により住宅借入金控除などを新たに受けられる場合

予定納税の納期限と減額申請期限

納期	納期限	申請期限
第1期	29年7月1日～7月31日	7月18日
第2期	29年11月1日～30日	11月15日

請求書や領収書の保管をおろそかにすると 多額の追徴 かも？

税金の計算には証拠書類の保存義務が伴う場合があります。所得税や法人税の青色申告特例や消費税の仕入税額控除があります。また、白色申告をしている場合でも、証拠書類がない場合に推計課税される可能性もあります。

一方、インターネット取引などで書類がもらえない場合もあります。書類の保管に関する基準を消費税の仕入税額控除の要件を基準に整理してみました。

仕入税額控除の要件

いわゆる消費税の課税仕入れの控除を受けるために、課税仕入れの事実を記録した帳簿及び課税仕入れの事実を証する請求書等の両方の保存が必要となります。

帳簿+証拠類(請求書等)⇨保存書類

なお、これらの帳簿及び請求書等は、これらを整理し、確定申告期限の翌日から7年間、保存する必要があります。

ただし、6年目及び7年目については、課税仕入れ等の事実が帳簿及び請求書等の両方に記録されている場合、いずれか一方を保存することで足りります。



《例外規定》

課税仕入れが三万円未満である場合

課税仕入れに係る支払額(税込)の合計額が三万円未満である場合、法定事項が記載された帳簿の保存だけで済みます。この「合計額が三万円未満」かどうかは、一回の取引の税込みの金額が三万円未満かどうかで判断します。

三万円以上の取引であっても、次のイとロの要件を満たす場合

イ、請求書などを受取らなかったことについてやむを得ない理由がある場合

ロ、帳簿に、やむを得ない理由と、仕入先の住所、所在地を記載している場合



やむを得ない理由とは

- イ 自動販売機を利用して購入した場合
- ロ 入場券、乗車券、搭乗券など相手方に回収される場合
- ハ 請求書などの交付を請求したが、交付を受けられなかった場合
- ニ 課税期間の末日までに支払額が確定していない場合
(その後支払額が確定した時に交付を受けて保存することになります)
- ホ インターネットを通じて取引を行った場合
(インターネットを通じた取引であること、相手方の住所・所在地を記載して保存)

クレジットの利用明細書は 証憑に当たらず

利用明細書のみで利用した日の領収書を破棄されている場合がありますが、利用明細書は単にクレジット会社からのお知らせであり、証憑にはなりません。

画像保存する場合

最近では領収書等を写真で保存する場合がありますが、証拠書類となるためには、「電子帳簿保存」の承認申請が必要で、かつ一定基準のスキヤナ保存と7年間のデータ保管義務があります。このため、スマホの写メは、スキヤナ保存でないので該当しません。領収書等の現物保管は必要となりますので注意して下さい。



贈与はどうすれば効果的か？（税率差活用）

贈与税は高いから不利ではないかとご相談を受けますが、必ずしもそうではありません。実際にかかる相続税率と贈与税率の差を具体的に比較することで判断します。

また、様々な贈与特例を使うことも考えられます。状況に応じて使い分けることで有効な相続対策になります。

税率差による判定

例えば、相続人が一人で、基礎控除後の財産が1億円以下だったとすると、適用される相続税率は30%です。これより低い20%贈与税率で財産を贈与すれば10%の節税になります。実際には110万円の基礎控除部分は無税なのでさらに有利です。具体的には20歳以上の孫に710万円

相続税の税率	
1000万円以下	10%
3000万円以下	15%
5000万円以下	20%
1億円以下	30%
2億円以下	40%
3億円以下	45%
6億円以下	50%
6億円超	55%

贈与すれば90万円の税金ですが、贈与せずに相続税30%がかかる場合は213万円かかります。123万円の節税です。

注意点は、相続開始（死亡）から3年以内に相続人や遺贈を受ける人に贈与した財産は、相続税の計算に持ち戻されますので対策効果は喪失します。

このため、早い段階から贈与するか、相続人または遺言で財産を渡される方、生命保険などの受取人以外に贈与するように注意してください。

直系尊属から20歳以上の者※への贈与

直系尊属から20歳以上の者※への贈与	
200万円以下	10%
400万円以下	15%
600万円以下	20%
1000万円以下	30%
1500万円以下	40%
3000万円以下	45%
4500万円以下	50%
4500万円超	55%

贈与すれば90万円の税金ですが、贈与せずに相続税30%がかかる場合は213万円かかります。123万円の節税です。

注意点は、相続開始（死亡）から3年以内に相続人や遺贈を受ける人に贈与した財産は、相続税の計算に持ち戻されますので対策効果は喪失します。

このため、早い段階から贈与するか、相続人または遺言で財産を渡される方、生命保険などの受取人以外に贈与するように注意してください。

直系尊属から20歳以上の者※への贈与

直系尊属から20歳以上の者※への贈与	
200万円以下	10%
400万円以下	15%
600万円以下	20%
1000万円以下	30%
1500万円以下	40%
3000万円以下	45%
4500万円以下	50%
4500万円超	55%

※贈与の年の1月1日現在で20歳以上の者です

Q&A コーナー

無予告税務調査が来た場合
慌てず、税理士に連絡してください



朝、事務所を開けようと思ったら税務調査をしますと多人数の税務職員がやってきました。査察調査ですか？

強制調査は令状が必要。調査は任意です。

突然、前触れもなく調査に来られるとびっくりしますよね。通常の税務調査はすべて任意です。査察の調査であっても、裁判所から交付を受けた令状がなければ強制調査はできません。まず、第一に確認することは令状の有無です。令状がある場合は拒むことはできません。速やかに税理士に連絡してください。

令状がない場合は任意調査です。調査に対応できる準備がない場合は日を改めてもらいましょう。日程的な問題や調査場所の問題。税理士の立会が可能かどうかが問題です。まずは、税理士に連絡をして、担当者との交渉を進めます。税理士と連絡が取れるまで調査に応じてはいけません。

担当者によっては、勝手に調査を進める場合があります。これには、税理士の立会があるまで調査を開始しないよう注意をしてください。勝手に調査をはじめたことを黙って見過ごしていると、調査の開始を承認したものとみなされてしまいます。これを「黙示の承認」といいます。

最近の国税局の会議記録などの開示請求で明らかになったところでは、今後、無予告調査の対象を拡大する方針であると伝えられています。社長の留守中に来る場合もありますから、ご家族や従業員の方への教育も怠りないように注意してください。

クールビズ実施中です。ノーネクタイ、軽装でのご対応しております。ご理解をお願いします